東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報〈平成23年5月12日(木)分〉

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年5月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

1. G I グレード O件

2. G I グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の 影響度合い
1		管理区域内からの搬出前確認測定時に、工事で使用したブリキ板に汚染(6.4Bq/cm2)があることを確認した。測定エリアおよび搬出作業員に汚染なし。分析で人工核種を確認、当該ブリキ板は養生し管理区域内で保管。	GⅢ以下

3. GⅢグレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1		OF(電力ケーブル)洞道現場空調盤の警報テストを実施したところ、中央制御室のOF(電力ケーブル)洞道換気空調盤の一部の警報が発生した。当該事象の原因を調査。なお、現場に異常なし。	
2		取水口除塵装置ごみピットにおいて、グレーチング蓋開閉用の蝶つがいに溶接部の外れを確認した。当該 溶接部を修理。	